

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	南九州市 公営住宅管理関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南九州市は、公営住宅管理関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南九州市長

公表日

令和6年5月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅管理関係事務
②事務の概要	公営住宅法等に基づき、公営住宅等を建設し、住宅困窮者に対して低廉な家賃で賃貸を行っている。 特定個人情報ファイルは以下の事務で使用する。 ①公営住宅等入居時の入居資格確認(所得要件・在住要件等) ②公営住宅等入居時の家賃決定・敷金決定 ③入居後の収入申告書の申請・各種(減免・同居承認・入居承継等)所得情報の照会 ④出産・死亡等による世帯情報の変更を確認
③システムの名称	公営住宅管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
入居者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 19, 61の2項 南九州市行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の1の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供事務) なし (情報照会事務) 番号法第19条第8号, 第15号 別表第二 31, 85の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市政策課
②所属長の役職名	都市政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南九州市情報公開・個人情報保護担当 897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地 問合せ先電話番号 0993-83-2511
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南九州市情報公開・個人情報保護担当 897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地 問合せ先電話番号 0993-83-2511

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月12日	I-1-②事務の概要	<p>公営住宅法に基づき、公営住宅を建設し、住宅困窮者に対して低廉な家賃で賃貸を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。</p> <p>①公営住宅入居時の入居資格確認(所得要件・在住要件等)</p> <p>②公営住宅入居時の家賃決定・敷金決定</p> <p>③入居後の収入申告書の申請・各種(減免・同居承認・入居承継等)所得情報の照会</p> <p>④出産・死亡等による世帯情報の変更を確認</p>	<p>公営住宅法等に基づき、公営住宅等を建設し、住宅困窮者に対して低廉な家賃で賃貸を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。</p> <p>①公営住宅等入居時の入居資格確認(所得要件・在住要件等)</p> <p>②公営住宅等入居時の家賃決定・敷金決定</p> <p>③入居後の収入申告書の申請・各種(減免・同居承認・入居承継等)所得情報の照会</p> <p>④出産・死亡等による世帯情報の変更を確認</p>	事後	
平成28年9月12日	I-3-法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 19項	番号法第9条第1項 別表第一 19項、61の2項 南九州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1の1項	事後	
平成28年9月12日	I-4-②法令上の根拠	(情報提供事務) なし (情報照会事務) 番号法第19条第7号 別表第二 31項	(情報提供事務) なし (情報照会事務) 番号法第19条第7号、第15号 別表第二 31、85の2の項	事後	
平成30年4月1日	I-5-②所属長	建築住宅課長 楠元 章一	建築住宅課長 下野 浩巳	事後	人事異動による変更
平成31年4月22日	I-5-②所属長	建築住宅課長 下野 浩巳	建築住宅課長	事後	項目名修正による変更
平成31年4月22日	IVリスク対策		9項目の追加	事後	
令和4年4月1日	I-5-①部署	建築住宅課	都市政策課	事後	項目名修正による変更
令和4年4月1日	I-5-②所属長	建築住宅課長	都市政策課長	事後	項目名修正による変更
令和4年4月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号、第15号 別表第二 31、85の2の項	番号法第19条第8号、第15号 別表第二 31、85の2の項	事後	番号法の改正